

資料編

1. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例

(設置)

第1条 各務原市多文化共生推進プラン（次条において「プラン」という。）の策定について調査審議し、もって本市における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、各務原市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、プランの策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人を雇用する企業、団体等の役員、従業員等
- (3) 外国人の児童又は生徒が在学する学校を代表する者
- (4) 地域において多文化共生に係る活動を行う団体の役員又は構成員
- (5) 公募による市民
- (6) 多文化共生事業に携わる行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿

区分	機関・団体名	職名	氏名	備考
有識者	1 名城大学	教授	近藤 敦	
	2 NPO 法人多文化共生リソースセンター東海	代表理事	土井 佳彦	
	3 岐阜大学 流域圏科学研究センター	准教授	小山 真紀	
	4 NPO 法人可児市国際交流協会	事務局長	各務 眞弓	
行政機関等	5 岐阜労働局 職業安定部 職業対策課	外国人雇用 対策担当官	葛西 俊夫	～令和4年 3月
			岩田 修	令和4年 4月～
	6 美濃加茂市役所 市民協働部 多文化共生推進室	室長	大畑 英樹	～令和4年 3月
			美濃加茂市役所 市民協働部 まちづくり課	課長補佐
7 各務原市役所 学校教育課	指導係係長	横前 三香子		
民間企業	8 株式会社 スザキ工業所	代表取締役	鷲崎 純一	
	9 有限会社 ワークスグループ	代表者	長岡 クラウジオ	
各種団体	10 各務原国際協会	会長	北角 浩一	
	11 国境なきレクリエーション	代表	浅野 幸子	
外国人市民	12 市民委員（公募）	-	サカクラ ブルノ	
	13 市民委員（公募）	-	ブルゴス カルロス	

3. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 策定等経過

年月日	内容
令和3年 10月8日	第1回策定委員会
令和3年 12月14日～ 令和4年 1月20日	多文化共生に関するアンケート
令和4年 1月12日～ 3月11日	団体・企業ヒアリング
令和4年 1月23日	外国人市民ワークショップ
令和4年 3月11日	日本人市民ワークショップ
令和4年 3月29日	第2回策定委員会
令和4年 5月22日	第1回日本人市民外国人市民合同ワークショップ
令和4年 6月12日	第2回日本人市民外国人市民合同ワークショップ
令和4年 7月13日	第3回策定委員会
令和4年 10月14日	第4回策定委員会
令和4年 11月30日～ 12月21日	パブリックコメント
令和5年 1月●日	第5回策定委員会